

大館発電事務所

絶縁保護具及び安全用具点検業務委託

08-DO-A2

仕 様 書

令和8年度

秋田県 大館発電事務所

目 次

第1章 共通事項

1 総 則	P3
2 諸法令の遵守	P3
3 提出書類	P3

第2章 委 託

1 委託概要	P4
2 委託場所	P4
3 委託内容	P4
4 その他	P4

第1章 共通事項

1 総 則

- (1) この仕様書は、秋田県大館発電事務所絶縁保護具及び安全用具点検業務委託08-D0-A2に適用する。
- (2) この仕様書は、「建築保全業務共通仕様書令和5年版（国土交通省大臣官房官庁営繕部）」を準用して適用する。
- (3) この仕様書に記載のない事項については、施設管理担当者と協議の上決定する。

2 諸法令の遵守

当該委託の業務に当たり、当該委託に関する諸法令を遵守し、業務の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の適用運用は受注者の責任において行うこと。

3 提出書類

提出書類については「建築保全業務共通仕様書令和5年版（国土交通省大臣官房官庁営繕部）」によるが、様式は「秋田県委託業務共通仕様書」様式集を準用するものとする。

ただし、これにより難しい場合は施設管理担当者との協議による。

提出部数については下記を標準とし、他公署との協議に使用する場合などは施設管理担当者の指示による。

(1) 業務着手届	(契約締結後15日以内)	1部
(2) 業務工程表	(契約締結後10日以内)	1部
(3) 業務計画書	(契約締結後14日以内)	1部
(4) 業務打合せ・協議記録簿	(必要のつど)	1部
(5) 点検報告書	(点検実施後速やかに)	1部
(6) 点検写真	(点検実施後速やかに)	1部
(7) 業務完了届	(業務完了後速やかに)	1部
(8) その他必要なもの	(必要のつど)	必要部数

提出部数には、受注者の返却分は含まれない

第2章 委託

1 委託概要

本委託は、労働安全衛生規則第351条に基づき、大館発電事務所所有の絶縁保護具及び安全用具を点検するものである。

2 委託場所

大館発電事務所 大館市片山町三丁目14-5

3 委託内容

(1) 点検項目

点検項目は以下による。

- ア 外観点検
- イ 耐電圧試験
- ウ 検電器動作電圧確認試験

(2) 点検内容

点検内容の詳細は表1 点検用具一覧による。

除雪操作棒の点検は2回目点検時に実施すること。

表1 点検用具一覧

品名	数量	点検回数
保安帽	20個	2回
高圧ゴム手袋	12双	2回
高圧ゴム長靴	12足	2回
6.6kV用DS棒	16本	2回
66kV用DS棒	4本	2回
6.6kV用検電器	9個	2回
66kV用検電器	5個	2回
除雪操作棒	6組	1回
活線端子操作工具(操作棒・レンチ)	1本	2回
活線端子保持棒	1本	2回
絶縁ノコギリ	1組	2回

4 その他

点検中は、十分な安全を考慮し、かつ労働安全に関する諸法令を遵守し、人身事故等の防止に努めること。